

## 児童生徒の予防接種（定期の予防接種：A類疾病）

忘れていませんか？ 児童生徒の予防接種。順調に受けられているかどうか確認してみましょう。

★令和6年4月1日時点予定表

予防接種の種類	法律等で定められている接種期間及び回数	望ましい接種時期	他の予防接種をする場合の接種間隔
二種混合（DT）	2期：11歳～13歳未満（ジフテリア・破傷風の二種混合予防接種を1回接種）	11歳	接種間隔の制限なし
※1 日本脳炎	2期：9歳～13歳未満（1期追加終了後、概ね5年後に1回接種）	9歳	接種間隔の制限なし
ヒトパピローマ ウイルス（HPV）  女性のみ	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性。 ※2（キャッチアップ接種）積極的勧奨を差し控えていた間 平成9年4月2日生～平成19年4月1日生の方で、3回の接種を完了していない方は、令和7年3月31日までの間、公費負担により接種を受けられます。 ★1回目2回目を2価または4価ワクチンを接種した方が、9価ワクチンの接種を希望される場合は、接種医と充分に相談のうえお受けください。 ワクチンの接種間隔 ・（2価）サーバリックスを接種する場合、初回接種の1か月後に2回目を接種し、2回目から5か月後に3回目を接種する。 ・（4価）ガーダシル 及び（9価）シルガード9 を接種する場合は、初回接種の2か月後に2回目を接種し、2回目から4か月後に3回目を接種する。 ○（9価）シルガード9の初回1回目を15歳未満で接種した場合は、6月の間隔をおいて2回目を接種し完了とする。	中学1年生 （13歳相当）の女子	接種間隔の制限なし

※1 日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逃した平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方は、特例措置として20歳に到達するまでの間に接種を受けることができます。（接種を希望される方は、東みよし町役場健康づくり課まで御連絡ください。）

※2 対象の方が自費で接種を受けた場合は、限度額以内で償還いたします。（令和4年4月1日に東みよし町に住民票のある方）